

別表2〈他の法令による受験資格及び免除範囲〉

免許職種	根拠となる法令や認定団体	受験資格	免除の範囲			
			実技	学科		指導方法
				基礎学科	専攻学科	
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則	特別ボイラー溶接士	○	○	○	
		普通ボイラー溶接士				
	一般社団法人 日本溶接協会	溶接作業指導者資格	○			
		溶接技能者資格のうち、次の①から③までの全ての技能を有することを証明できるもの	○			
労働安全衛生規則	ガス溶接作業主任者免許もしくはガス溶接技能講習修了証を有する者					
建設機械科	建設業法施行令	二級建設機械施工技士				
		一級建設機械施工技士		○	○	
冷凍空調機器科	高圧ガス保安法	第一種冷凍機械責任者		○	○	
		第二種、第三種冷凍機械責任者				
発電電科	電気事業法施行規則	第一種ボイラー・タービン主任技術者		○	○	
		第二種ボイラー・タービン主任技術者				
電気科	航空機製造事業法施行規則 【～S54年】 ※昭和五十四年の省令による改正以前	電気機器国家試験の合格証を有する者		○	○	
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	エネルギー管理士免状を有するもの(電気分野)		○	○	
	電気事業法施行規則	第一種電気主任技術者 第二種電気主任技術者 第三種電気主任技術者		○	○	
送配電科	電気事業法施行規則	第一種電気主任技術者 第二種電気主任技術者 第三種電気主任技術者		○	○	
電気工事科	電気事業法施行規則	第一種電気主任技術者 第二種電気主任技術者 第三種電気主任技術者		○	○	
	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	エネルギー管理士免状を有するもの(電気分野)		○	○	
	電気工事士法 建設業法施行令	第一種電気工事士 1級、2級電気工事施工管理技士	○			
電子科	電波法	第一種陸上無線技術士 第二種陸上無線技術士 第一、二級アマチュア無線技士	○	○	○	
	航空機製造事業法施行規則 【～S48年】 ※昭和四十八年の省令による改正以前	電子機器国家試験の合格証を有する者		○	○	
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則	一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、 二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士、二級二輪自動車整備士				
	自動車整備士技能検定規則 【S53～H12年】 ※平成十二年の省令による改正以前	一級四輪自動車整備士	○	○	○	
	自動車整備士技能検定規則 【～S53年】 ※昭和五十三年の省令による改正以前	二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者				

免許職種	根拠となる法令や認定団体	受験資格	免除の範囲			
			実技	学科		
				関連学科	系基礎学科	専攻学科
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則	自動車車体整備士	○	○	○	
		一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士				
	自動車整備士技能検定規則【S53～H12年】 ※平成十二年の省令による改正以前	一級四輪自動車整備士	○	○	○	自動車整備(内燃機関を除く)の科目のみ 自動車整備法の科目のみ
自動車整備士技能検定規則【～S53年】 ※昭和五十三年の省令による改正以前	二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者					
航空機製造科	航空機製造事業法施行規則	航空機国家試験の合格証を有する者		○	○	
航空機整備科	航空機製造事業法施行規則	航空機国家試験の合格証を有する者		○	○	
	航空法	一等航空整備士、二等航空整備士 航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	○	
建築科 枠組壁建築科 ブロック建築科 防水科 プレハブ建築科	建築士法	一級建築士		○	○	
		二級建築士				
熱絶縁科	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	エネルギー管理士免状を有する者(熱分野)		○	○	
ボイラー科	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	エネルギー管理士免状を有する者(熱分野)		○	○	
	ボイラー及び压力容器安全規則	一級ボイラー技士 特級ボイラー技士				
	電気事業法施行規則	ボイラー・タービン主任技術者	○	○	○	
電気通信科	電波法	第一級総合無線通信士	○	○	○	
		第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、航空無線通信士の免許を有する者				
臨床検査科	医師法	医師国家試験の合格証書を有する者				
	歯科医師法	歯科医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	○	
	獣医師法	獣医師国家試験の合格証書を有する者				
	臨床検査技師等に関する法律	臨床検査技師の免許を有する者		○	○	
事務科	公認会計士法【H15年～】	公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験に合格したことを証する書面を有する者				
	公認会計士法【～H15年】 ※平成十五年の省令による改正以前	公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○	○	
	税理士法	税理士試験に合格したことを証する書面を有する者				
	商工会議所法	簿記一級の技能の検定の合格証明書を有する者	○	○	○	簿記のみ 簿記のみ
和裁科	商工会議所法	商工会議所が行う和裁に関する一級又は二級の技能の検定の合格証書を有する者	○			

注) ○印は免除される範囲を示します

職業能力開発促進法施行規則 第46条、別表第11の3

次ページへ続く ▶

免許職種	根拠となる法令や 認定団体	受験資格	免除の範囲			
			実技	学科		
				系基礎学科	関連学科	専攻学科
情報処理科	情報処理の促進に関する法律施行規則 【H28年～】 及び 情報処理技術者試験規則 【H21～H28年】 ※平成二十八年の省令による改正以前	システムアーキテクト試験、システム監査技術者試験の合格証書を有する者		○	○	
		ネットワークスペシャリスト試験、応用情報技術者試験の合格証書を有する者				
	情報処理技術者試験規則 【H19～H21年】 ※平成二十一年の省令による改正以前	アプリケーションエンジニア試験、システム監査技術者試験の合格証書を有する者		○	○	
		テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験、応用技術者試験の合格証書を有する者				
	情報処理技術者試験規則 【H12～H19年】 ※平成十九年の省令による改正以前	アプリケーションエンジニア試験、システム監査技術者試験の合格証書を有する者		○	○	
		テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験、ソフトウェア開発技術者試験の合格証書を有する者				
	情報処理技術者試験規則 【H6～H12年】 ※平成十二年の省令による改正以前	アプリケーションエンジニア試験、システム監査技術者試験の合格証書を有する者		○	○	
		ネットワークスペシャリスト試験、第一種情報処理技術者試験の合格証書を有する者				
	情報処理技術者試験規則 【～H6年】 ※平成六年の省令による改正前	情報処理システム監査技術者、特種情報処理技術者試験の合格証書を有する者				
		オンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する者				
建築物衛生管理科	建築物における衛生的環境の確保 に関する法律（ビル管法）	建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者		○	○	
介護サービス科	児童福祉法	保育士登録証を有し、介護サービス科に関し7年以上の実務経験を有する者かつ3年以上介護 等の業務に従事した者で、実務者研修修了者				
	保健師助産師看護師法	保健師の免許を有する者				
		助産師の免許を有する者				
		看護師の免許を有する者				
		准看護師の免許を有し、介護サービス科に関し7年以上の実務経験を有する者				
	教育職員免許法	養護教諭の免許状を有し、介護サービス科に関し7年以上の実務経験を有する者若しくは3年 以上介護等の業務に従事した者で、実務者研修修了者		○	○	○
	理学療法士及び作業療法士法	理学療法士の免許を有し、3年以上介護等の業務に従事した者で、実務者研修修了者				
		作業療法士の免許を有し、3年以上介護等の業務に従事した者で、実務者研修修了者				
社会福祉士及び介護福祉士法	社会福祉士登録証を有し、3年以上介護等の業務に従事した者で、実務者研修修了者					
	介護福祉士登録証を有するもの					
精神保健福祉士法	精神保健福祉士登録証を有し、3年以上介護等の業務に従事した者で、実務者研修修了者					
就学前の子どもに関する教育、保育等 の総合的な提供の推進に関する法律	保育教諭の資格を有し、介護サービス科に関し7年以上の実務経験を有する者かつ3年以上 介護等の業務に従事した者で、実務者研修修了者					

注) ○印は免除される範囲を示します

職業能力開発促進法施行規則 第46条、別表第11の3